

# 雇用保険制度関係資料

## 雇用保険部会報告

### 第1 雇用保険制度等の見直しの背景

- 現在の雇用情勢は、着実に改善が進む中、求人が求職を大幅に上回って推移している（令和元年10月の有効求人倍率1.57倍、完全失業率2.4%）、基本手当の受給者実人員は減少傾向となっており、平成30年度は37万人まで減少している。
- そのような状況の中、雇用保険料率及び雇用保険制度の失業等給付に係る国庫負担の暫定措置については令和元年度末で期限を迎えることになっており、経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）において、「雇用情勢はアベノミクス等の成果により引き続き安定的に推移していること等を踏まえ、消費税率引上げ後の国民の所得環境にも配意し、雇用保険の積立金の積極的な活用と安定的な運営の観点から、雇用保険料と国庫負担の時限的な引下げの継続等について検討する」ことが盛り込まれている。
- また、平成28年12月13日付け雇用保険部会報告（以下「平成28年部会報告」という。）や雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成29年3月15日衆議院厚生労働委員会及び同月30日参議院厚生労働委員会）において、国庫負担、マルチジョブホルダー、基本手当の取扱い等に関する検討が求められている。
- こうした状況を踏まえ、平成28年部会報告において引き続き検討すべきとされた事項をはじめ、雇用保険制度全般について議論を進めてきたところであり、以下のとおり見直しの方向について結論を得たものである。

### 第2 雇用保険制度等の見直しの方向

#### 1 基本手当の在り方について

##### （1）自己都合離職者の給付制限期間について

- 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 14 号。以下「平成 29 年改正法」という。）において、特定受給資格者及び特定理由離職者について、次の措置を講じたところである。
  - ・被保険者であった期間が 1 年以上 5 年未満である 30 歳以上 35 歳未満及び 35 歳以上 45 歳未満の特定受給資格者についての所定給付日数の拡充
  - ・雇止め等により離職した有期契約労働者等の給付日数の充実（令和 3 年度末までの暫定措置）
  - ・地域延長給付の創設による特定受給資格者及び特定理由離職者に対する給付日数の充実（令和 3 年度末までの暫定措置）
  - ・難病患者、発達障害者等又は災害により離職した場合等における個別延長給付の創設
- 特定受給資格者及び特定理由離職者以外の一般の受給資格者のうち、自己都合（正当理由なし）により離職した者に対しては、昭和 59 年から現在に至るまで、3箇月間の給付制限期間が設定されているところである。これについて、安易な離職を防止するという給付制限の趣旨に留意しつつ、転職を試みる労働者が安心して再就職活動を行うことができるよう支援する観点から、その給付制限期間を 5 年間のうち 2 回までに限り 2 箇月に短縮する措置を試行することとし、その効果等を施行後 2 年を目途として検証するべきである。

## （2）被保険者期間について

- 基本手当をはじめとする失業等給付の受給資格の判定に当たっての基礎となる被保険者期間については、現在、「賃金支払の基礎となる日数が 11 日以上である」月を算入している。これは、平成 19 年に一般被保険者と短時間被保険者を統合した以降の取扱いである。
- 一方、その後の雇用保険の適用拡大により、現在では、週の所定労働時間が 20 時間以上、雇用見込み期間が 31 日以上である等の要件を満たせば雇用保険被保険者として適用されることとなるため、例えば週 2 日と週 3 日の労働を定期的に継続する場合等、個別事例によっては雇用保険被保険者の資格を満たしながら失業等給付の受給のための被保険者期間に算入されない事例がある。

- そのため、被保険者期間の算入に当たっては、日数だけでなく労働時間による基準も補完的に設定するよう見直すこととし、具体的には、従来の「賃金支払の基礎となった日数が 11 日以上である月」の条件が満たせない場合でも、「当該月における労働時間が 80 時間以上」であることを満たす場合には算入できるようにするべきである。

## 2 マルチジョブホルダーについて

- 平成 28 年部会報告においては、「マルチジョブホルダーについては、複数の職場で就労することにより雇用保険が適用される週所定労働時間 20 時間以上となる者のセーフティネットの必要性について議論がある中で、仮にマルチジョブホルダーについて適用を行う場合には技術的な論点、雇用保険制度そのもののあり方との関係など専門的に検討する課題があることから、専門家による検討会を設置し、検討を進めていくことが必要である」とされた。
- 平成 28 年部会報告及び平成 29 年改正法に係る附帯決議を踏まえ、「複数の事業所で雇用される者に対する雇用保険の適用に関する検討会」(以下「検討会」という。)において、平成 30 年 1 月から 12 月まで、7 回にわたり専門的、技術的な観点から検討が行われた。
- 検討会の報告書では、次の点が提言された。
  - ・ 雇用保険の趣旨（自らの労働により賃金を得て生計を維持する労働者が失業した場合の生活の安定等を図る制度）や、適用により生じる事務的コスト等に照らして、マルチジョブホルダーへの雇用保険の適用の必要性は直ちに高いとは評価できず、マルチジョブホルダー全体を雇用保険の適用拡大によって保護するよりも、むしろ、そのうち雇用の安定化の必要性が高い者に対しては、求職者支援制度をはじめとする各種の施策を活用した支援が適当であること。
  - ・ 現状、実行可能性があるのは、本人からの申出を起点に合算方式で適用し、一時金方式で給付することとなるが、逆選択やモラルハザードが懸念されること。今後、マルチジョブホルダーへの雇用保険の適用を検討、推進していくこと。

くならば、一定の対象層を抽出し、試行的に制度導入を図ることが考えられること。この場合、適用による行動変化や、複数事業所の労働時間を把握・通算する方法に関する検討状況を踏まえつつ、改めて制度の在り方を検討することが考えられること。

- 当部会では、検討会による専門的、技術的見地からの整理を踏まえて議論を行った。

マルチジョブホルダー全体を雇用保険の対象とすることについては、

- ・ マルチジョブホルダーには収入が低い者がおり、自らの労働により生計を立てている労働者が失業した場合の生活の安定等を図る雇用保険制度の趣旨からすれば、広く適用すべきであるという意見の一方で、
- ・ 雇用の安定化の必要性が高い者に対しては、求職者支援制度をはじめとする各般の施策により雇用の安定化に向けた支援を行うべきであり、制度設計上の課題への様々な懸念等を踏まえれば慎重に考えるべきという意見があった。

- 一方、定年及び継続雇用制度の期間を過ぎて就労が多様化する 65 歳以上の労働者については、近年、マルチジョブホルダーとしての働き方が相対的に高い割合で増加している一方で新規求職者数の伸びに比して求職者訓練及び公共職業訓練の受講割合はむしろ 65 歳未満の年齢層よりも低下しているなど、これまでの職業人生で得られたスキルを生かして多様な就労を目指している層と考えられる。

そのため、まずは、65 歳以上の労働者を対象に、本人の申出を起点に 2 つの事業所の労働時間を合算して「週の所定労働時間が 20 時間以上である」ことを基準として適用する制度を試行することとし、その効果等を施行後 5 年を目途として検証するべきである。

- その上で、現在、65 歳以上の雇用保険被保険者は高年齢被保険者として独立の被保険者類型が設けられていることから、原則としてその給付等の在り方も現行の高年齢被保険者に合わせることとしつつ、マルチジョブホルダーの特性を踏まえて、一定の調整を行った上で制度を設計すべきである。具体的には、

- ・ 失業時の給付については、高年齢求職者給付（一時金方式）を支給することとし、一事業所のみを離職する場合であっても、当該事業所での賃金に基づき算出して給付する。また、正当な理由のない自己都合離職の場合には、現行の高年齢求職者給付金と同様に一定期間の給付制限を行った上で給付することとするが、2つの事業所とともに離職する場合で、その離職理由が異なっていた場合には、何度も公共職業安定所への来所を求めるることは受給者にとって効率的ではないことから、給付制限がかからない方に一本化して給付する。一方、両方の事業所でともに育児休業又は介護休業を取得した場合に、育児休業給付又は介護休業給付を支給することとし、その他対象となる給付については、従来の高年齢被保険者の取扱いに揃えることとする。
  - ・ 本人からの申出による合算に当たっては、適用、給付等に当たっての事業主及び行政の事務的な負担も踏まえつつ、本人及び事業所にとって必要性の高くない保険料負担の発生を回避する観点、短時間就労している一事業所での離職についても失業給付を行った場合に給付額と就業時賃金額との逆転を回避する観点から、試行に当たっては、①合算に当たって必要な基準を定める。具体的には、週の所定労働時間が5時間以上である雇用が行われている事業所を合算の対象とし、合算する事業所の数は2つとするとともに、一事業所を離職した際には、他に合算して所定労働時間が20時間以上となるような働き方をしている事業所がないか確認する、②一事業所において週20時間以上労働することを前提として設定されている現行の賃金日額の下限の適用を外す、といった措置を講ずるべきである。
- 試行に当たっては、事業主等の事務負担に十分配慮するとともに、離職して給付を受けることが見込まれている者が申出をして適用されるといった逆選択の事象や安易な離職による循環的な受給といったモラルハザードの事象が起こる懸念に留意するべきである。その上で、試行結果について、適用による行動変化や財政的な影響等の視点から十分な検証を行った上で、必要に応じて適用対象を含めた制度の在り方について検討していくべきである。

### 3 高年齢雇用継続給付について

- 高年齢雇用継続給付は、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的に平成6年に創設されたが、同給付創設後の高齢者雇用の進展を踏まえ、これまで当部会においても次のとおり累次の議論が行われてきた。
  - ・ 平成19年1月9日の雇用保険部会報告書では、「改正高年齢者雇用安定法等を踏まえ、原則として平成24年度までの措置とし、激変を避ける観点から、その後段階的に廃止すべきである（同年度までに60歳に達した者を対象とする。）」とされた。
  - ・ 平成21年12月28日の雇用保険部会報告書では、「平成19年1月9日の雇用保険部会報告において、改正高年齢者雇用安定法等を踏まえ、原則として平成24年度までの措置とすべきこととされているが、60歳代前半層の雇用の状況を踏まえ、平成25年度以降のあり方を改めて検討すべき」とされた。
  - ・ 平成24年1月6日の雇用保険部会報告書では、「高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇用確保措置の義務年齢が平成25年度に65歳まで引き上げられるが、高年齢雇用継続給付は、実態として労使間で広く定着し、高年齢者の雇用促進に重要な役割を果たしているのが現状である。こうした現状を踏まえ、雇用と年金の接続に資する観点も考慮し、高年齢雇用継続給付は当面の間は存置することとし、今後の高齢者雇用の動向を注視しつつ、その在り方について改めて再検証すべきである。」とされた。
  - ・ その後、平成25年、27年及び28年の雇用保険部会報告書においては、「今後の高齢者雇用の動向や社会経済情勢等を勘案しつつ、引き続き中長期的な観点から議論していくべきである。」とされた。
- 現在、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）により、60歳以上65歳未満の労働者に対する継続雇用制度が実施され、令和7（2025）年度には継続雇用対象労働者の限定に関する経過措置が終了し、60歳以上65歳未満の全ての労働者は希望すれば継続雇用制度の対象者となる。60～64歳の就業率は68.8%（平成30年）、希望者全員が65歳以上まで働く企業の割合は78.8%（令和元年）に達していること、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）による労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律

第88号)、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)及び労働契約法(平成19年法律第128号)の改正により、今後、高年齢労働者も含め、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保が求められていくこと等を踏まえると、雇用継続給付としての高年齢雇用継続給付については、段階的に縮小することが適当である。

- その際には、当該給付が高年齢労働者の継続雇用時の処遇決定に影響を与える実情にかんがみ、事業主を含めた周知を十分な時間的余裕をもって行うとともに、激変を避ける対応が必要である。具体的には、令和6年度までは現状を維持した上で、65歳未満の継続雇用制度の経過措置が終了する令和7年度から新たに60歳となる高年齢労働者への同給付の給付率を半分程度に縮小することが適当である。

また、高年齢雇用継続給付の見直しに当たり、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保を推進する等の観点から、高年齢労働者の処遇の改善に向けて先行して取り組む事業主に対する支援策とともに、同給付金の給付率の縮小後の激変緩和措置についても併せて講じていくべきである。

その上で、高年齢雇用継続給付の在り方については、これらの状況も見つつ、廃止も含め、更に検討を行うべきである。

- 一方、職業安定分科会雇用対策基本問題部会において、65歳以上の高齢者の70歳までの就業機会の確保に関する議論が行われている。就業機会確保措置に取り組む事業主への支援、高齢者の再就職支援や地域での多様な就業機会の確保に関し、当該支援策を雇用保険二事業を中心に、効果的に行うことができるよう、雇用安定事業に位置づけるべきである。

#### 4 財政運営について

- 雇用保険は失業に対する必要不可欠なセーフティネットとして、労使が負担する保険料と国庫負担により運営されるものであり、将来にわたって安定的な運営を確保し、予期せぬ景気変動に伴う雇用情勢の悪化が生じたとしても十分

対応できるものとしておくことが最も重要である。これが保障されることを前提に、各般の指摘にどのように対応しうるのかを検討すべきものと考える。

#### (1) 育児休業給付の取扱いについて

- 育児休業給付は、育児休業期間中で賃金が得られない労働者が、雇用保険制度における最も深刻な保険事故である「失業」に至らないよう、雇用継続を援助・促進する雇用継続給付の一類型として、平成6年改正により創設されている。
- 同給付は、育児休業制度の浸透に伴う受給者数の増加とともに、次世代育成支援の観点からの累次の給付拡充(※)により、給付額は一貫して増加しており、今年度には基本手当に匹敵する給付総額となることが見込まれている。  
こうした育児休業給付の伸びの傾向は、景気状況にかかわらず、引き続き継続することが見込まれる。

(※) 平成19年以降の給付率拡充は、「当分の間」の暫定措置として実施。

- 着実に改善が進んでいる現在の雇用情勢では、求職者給付は相対的に低い支給状況にあるが、このまま育児休業給付を求職者給付等と一体的な財政運営を続けた場合、景気状況が悪化した際には、育児休業給付の伸びに加えて求職者給付の増加が相まって財政状況が悪化し、積立金の取り崩しや保険料率の引上げが必要になり、ひいては給付にも影響を及ぼすことも懸念される。  
これは、求職者給付と育児休業給付の双方にとって望ましくない状況である。
- このため、育児休業給付については、新たに「子を養育するために休業した労働者の雇用と生活の安定を図る」給付として、失業等給付とは異なる給付体系に明確に位置づけるべきである。
- 併せて、その収支についても失業等給付とは区分し、失業等給付全体として設定されている雇用保険料率の中に、育児休業給付に充てるべき独自の保険料率を設けて、財政運営を行うべきである。育児休業給付に充てる保険料率の水

準は、現在の同給付の支出状況及び今後の見通しを踏まえ、当面、現行の雇用保険料のうち 4/1,000 相当とすべきである。一方で、育児休業給付の在り方について、中長期的な観点で議論していくべきである。

## (2) 失業等給付に係る弾力条項の考え方について

- 失業等給付に係る弾力条項は、積立金を好況期に積み立て、不況期に取り崩すことで景気変動による給付の増減に対応しつつ、機動的に保険料の引上げ又は引下げを可能とすることにより、過剰な積立や積立不足を回避して安定的な財政運営を可能とするものである。
- こうした弾力条項の考え方には、失業保険法（昭和 22 年法律第 146 号）における昭和 38 年の規定に遡るが、その後、保険給付の種類が多様化しており、景気変動により給付が変動する求職者給付と、景気変動の影響を受けないその他の給付が混在し、失業等給付を包括したまま弾力倍率の算出が行われている現状にある。
- 今回、育児休業給付の取扱いについても見直しを行うこととあわせて、積立金の本来の役割を踏まえて弾力条項における各給付の取扱いの考え方を整理するべきである。具体的には、(1) のとおり育児休業給付については、収支を失業等給付から区分することとなることから、弾力倍率の計算対象からは除外されることに加え、
  - ・ 給付総額が景気変動によって影響を受けない給付（教育訓練給付並びに高年齢雇用継続給付及び介護休業給付）については、毎年度の保険料収入が得られるまでの期間の費用の支出と、臨時の変動に予備的に備える観点から、積立金において 1 年分を保持することを前提としつつ、
  - ・ 景気変動により給付が増減する求職者給付の給付額を基礎として弾力倍率を算出することとし、従来どおりの指数に基づいて失業等給付の保険料率の引上げ又は引下げを可能とする（すなわち、弾力倍率で 2 を超える際に保険料率の引下げを可能とし、1 を下回る際に保険料率の引上げを可能とする）ものとするべきである。

### (3) 失業等給付に係る雇用保険料率について

- 平成 28 年部会報告においてもまとめられているとおり、失業等給付に係る保険料率については、平成 28 年度に  $12/1,000$  に引き下げられた後も引き続き雇用情勢の改善が進み、積立金残高も必要な水準の目安である弾力倍率 2 を大きく上回ることになっていたことから、安定的な運営が維持されうると見込まれる 3 年間に限り、雇用保険料率を  $2/1,000$  引き下げ、労使の負担軽減を行うこととしたものである。
- そのため、本来、当部会としては、国庫負担とともに、暫定的な引下げ措置は 3 年間に限るものと考えていたものであるが、経済財政運営と改革の基本方針 2019 を踏まえ、引き続き雇用保険財政の安定的な運営が維持されると見込まれる 2 年間に限り、当該暫定措置を継続することもやむを得ない。  
この場合、予期せぬ雇用情勢の変動に備え積立金を一定程度確保しておくとともに、雇用保険料率の急激な上昇を避ける観点から、弾力倍率は 2 度となることを 1 つの目安として今後も財政運営を考えていくべきである。

### (4) 国庫負担について

- 平成 28 年部会報告において、未来への投資を実現する経済対策（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）を考慮し、国庫負担について、3 年間に厳に限定し、法律上もそれを明記した上で、本来負担すべき額の 10% に相当する額とすることもやむを得ないとされているほか、これらを実施するとしても、国庫負担を速やかに本則に戻すべきであるとの考え方方が変わるものではない、とされてきたところである。経済財政運営と改革の基本方針 2019 において引下げ措置の継続の検討について盛り込まれているが、平成 28 年部会報告に至る当部会での議論を踏まえれば、本来、こうした引下げ措置の継続は適当ではなく、雇用対策への国の責任に基づき、失業等給付の国庫負担を本則に戻すべきというのが労使双方の意見であった。

その上で、今後の財政見通しを踏まえ、雇用保険財政の安定的な運営が維持されると見込まれる 2 年間に限り、失業等給付の保険料率の引下げを継続することと併せ、雇用保険の失業等給付と求職者支援制度に係る国庫負担についての暫定措置を継続することは、いわば苦渋の決断ではあるがやむを得ないもの

と考える。ただし、当該暫定措置の継続は厳に2年に限るとともに、雇用保険法附則第15条に「雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、平成三十二年四月一日以降できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。」と規定されており、令和4年度以降できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で雇用保険法附則第13条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するべきである。

- なお、求職者支援制度についても、これまでの経緯にかんがみれば同様の扱いとなることもやむを得ないが、そもそも求職者支援制度は全額一般財源で措置すべきものであり、政府は引き続き一般財源確保の努力を行っていくべきである。

#### (5) 雇用保険二事業の財政運営について

- 雇用保険二事業に関しては、雇用情勢の改善等に伴う継続的な収支改善傾向により、平成30年度末の雇用安定資金残高は1兆4,400億円となっている。求人が求職を大幅に上回って推移している状況が続いている中で、雇用保険二事業に係る雇用保険料率を3/1,000に引き下げた上でも安定資金残高が増えていることを踏まえ、弾力倍率が1.5倍を上回っている場合には、労働政策審議会での議論の上で、更に保険料率を0.5/1,000引き下げることができる規定を整備し、保険料率を引き下げるべきである。
- その上で、雇用保険二事業については、雇用保険被保険者等の雇用の安定並びに職業能力の開発及び向上を図るために必要な事業について、引き続き効率的な運営に努めていくべきである。

## 5 その他

- (1) 雇用保険被保険者がいると認められる事業所に対する立入検査等
- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和45年法律第84号）に基づく立入検査の対象は、現在保険関係が成立している、又は過去成立していた事業

所等となっている。また、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく立入検査の対象は、被保険者等を雇用している、又は雇用していた事業主の事業所等としている。

- この点、雇用保険の適用促進に向けた取組の実効性を高める観点から、雇用保険被保険者がいると認められる事業所も立入検査等の対象であることを明確化すべきである。

## （2）法令上の給付額に変更が生じた場合の取扱い

- 例えば、毎月勤労統計の変更等に起因する追加給付のように、雇用保険業務において、賃金日額の範囲（自動変更対象額）等給付額を計算する基礎となる指標に変更が生じた場合には、個々の給付額決定の実務における変更と異なり、より広い範囲の受給者に影響があり、追加的な支給の必要が生ずる場合がある。このような場合において、対象となる当時の受給者が亡くなられた場合には、その遺族に給付を実施する必要があるなど連絡及び手続に時間をする。対象者の安心のため、こうした場合の給付に関しては、雇用保険法第74条の規定による2年の消滅時効を援用しないこととすべきである。

## 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する件について 概要

### 1. 制度の概要

- 雇用保険率は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 12 条第 4 項において  $15.5/1000^{※1}$  とされているが、法附則第 11 条第 1 項において、令和 3 年度<sup>※2</sup>までは  $13.5/1000^{※3}$  とされている。  
※1 農林水産業及び清酒製造業については  $17.5/1000$ 、建設業については  $18.5/1000$   
※2 雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 2 年 3 月 31 日成立。）により、令和 3 年度まで延長された。  
※3 農林水産業及び清酒製造業については  $15.5/1000$ 、建設業については  $16.5/1000$

- さらに、この雇用保険率は、雇用保険財政の状況を踏まえ、会計年度毎に次の①及び②の変更をするものとされている。
  - ① 法第 12 条第 5 項の規定による失業等給付額等を踏まえた変更
  - ② 法第 12 条第 8 項の規定による雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てられた額等を踏まえた変更

### 2. 告示の概要

- 令和 2 年度の雇用保険率について、次のとおり変更し、 $9/1000^{※3}$  とする。  
※3 農林水産業及び清酒製造業については  $11/1000$ 、建設業については  $12/1000$

#### ＜雇用保険率の変更＞

- ① 失業等給付額等を踏まえた変更として、雇用保険率を  $4/1000$  引き下げ。
- ② 雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てられた額等を踏まえた変更として、雇用保険率を  $0.5/1000$  引き下げ。

### 3. 適用期日等

告 示 日：令和 2 年 3 月 31 日（予定）

適用期日：令和 2 年 4 月 1 日

# 雇用保険料率の弾力倍率の計算方法

## 失業等給付に係る弾力条項

$$2 < \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費等}} \rightarrow \begin{array}{l} \text{保険料率} \\ \text{引下げ可能} \\ (-4/1000まで) \end{array}$$
$$1 > \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費等}} \rightarrow \begin{array}{l} \text{保険料率} \\ \text{引上げ可能} \\ (+4/1000まで) \end{array}$$

※ 30年度決算額による計算 = 2.96 → 令和2年度の保険料率を4/1000引下げ可能

注:国庫負担額及び失業等給付費等には求職者支援事業に係るものも含む。

## 雇用保険二事業に係る弾力条項

$$1.5 < \frac{(\text{保険料収入} - \text{二事業に要する費用}) + \text{当該年度末雇用安定資金}}{\text{二事業に係る保険料収入}} \rightarrow \begin{array}{l} \text{保険料率} \\ \text{引下げ} \\ (0.5/1000まで) \end{array}$$

※ 30年度決算額による計算 = 2.38 → 令和2年度の保険料率を0.5/1000引下げ

# 雇用保険料及び国庫負担の推移

	失業保険 (昭22) (昭24) (昭27) (昭34) (昭35) (昭45)	雇用保険 (昭50) (昭53) (昭54) (昭56) (昭57) (昭61) (昭63) (平4) (平5) (平10) (平13) (平14) (平15) (平19) (平21) (平22) (平23) (平24) (平27) (平28) (平29) (令元) (注6)
雇用保険料 (注1)	$\frac{22}{1,000} \frac{20}{1,000} \frac{16}{1,000} \rightarrow \frac{14}{1,000} \frac{13}{1,000}$	$\frac{13}{1,000} \frac{13.5}{1,000} \frac{14.5}{1,000} \frac{14}{1,000} \frac{14.5}{1,000} \frac{14}{1,000} \frac{14.5}{1,000} \frac{12.5}{1,000} \frac{11.5}{1,000} \rightarrow \frac{15.5}{1,000} \frac{17.5}{1,000} \frac{19.5}{1,000} \frac{15}{1,000} \frac{11}{1,000} \frac{15.5}{1,000} \rightarrow \frac{13.5}{1,000} \rightarrow \frac{11}{1,000} \frac{9}{1,000} \rightarrow$
失業等給付保険料率 (労使折半)	$\frac{22}{1,000} \frac{20}{1,000} \frac{16}{1,000} \rightarrow \frac{14}{1,000} \frac{13}{1,000}$	$\frac{10}{1,000} \rightarrow \frac{11}{1,000} \rightarrow \frac{9}{1,000} \frac{8}{1,000} \rightarrow \frac{12}{1,000} \frac{14}{1,000} \frac{16}{1,000} \frac{12}{1,000} \frac{8}{1,000} \frac{12}{1,000} \rightarrow \frac{10}{1,000} \rightarrow \frac{8}{1,000} \frac{6}{1,000} \rightarrow$ (法改正) (弾力) (法改正) (法改正) (弾力) (法改正) (弾力) (注2) (注4) (法改正・ 弾力) (法改正・ 弾力) (注7) (注8)
二事業保険料率 (使用者負担)		$\frac{3.0}{1,000} \frac{3.5}{1,000} \rightarrow \frac{3.0}{1,000} \frac{3.5}{1,000} \frac{3.0}{1,000} \frac{3.5}{1,000} \rightarrow \frac{3.0}{1,000} \rightarrow \frac{3.5}{1,000} \rightarrow \frac{3.0}{1,000} \rightarrow$ (法改正) (弾力) (弾力) (弾力) (弾力) (法改正) (弾力)
国庫負担率 (基本手当)	$\frac{1}{3} \rightarrow \frac{1}{4}$	$\rightarrow \frac{22.5\%}{(1/4)} \frac{20.0\%}{(1/4)} \frac{14.0\%}{(20.0\% \times 0.9)} \frac{1}{4} \rightarrow \frac{13.75\%}{(1/4 \times 0.55)} \rightarrow \frac{2.5\%}{(1/4 \times 0.1)} \rightarrow$ (注3, 5)

(注1)農林水産業、清酒製造業及び建設業の失業等給付保険料率については労使双方1/1000ずつの上乗せがあり、また、建設業の二事業保険料率については、1/1000の上乗せがある。

(注2)平成15年度法改正により、失業等給付の保険料率が16/1000とされたが、法律の附則により平成15年度及び16年度は暫定的に14/1000とされた。

(注3)平成4年度～平成12年度、平成19年度～の国庫負担は、「当分の間」の措置として、本来の国庫負担の所要額に一定の率(H4年度0.9、H5～9年度0.8、H10～12年度0.56、H19年度～0.55)を乗じて得た額とされた。

(注4)平成21年度の1年間に限り暫定的に引下げ。

(注5)平成21年度二次補正において、3500億円を追加投入。

(注6)平成23年法改正により、失業等給付に係る法定の保険料率を平成24年度より14/1000に引き下げるのこととされた。また、国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で暫定措置を廃止するものとするとされた。

(注7)平成28年法改正により、失業等給付に係る法定の保険料率を平成28年度より12/1000に引き下げるのこととされた。

(注8)平成29年法改正により、失業等給付に係る法定の保険料率を平成29年度から令和元年度まで10/1000に引き下げるのこととされ、平成29年度から令和元年度まで国庫負担の額は本来の額の10%とされている。

# 失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 補正後予算	令和2年度 予算
収 入	18,197	15,117	10,881	11,242	11,467	4,213
うち保険料収入	16,771	13,746	10,587	10,879	11,164	4,008
うち失業等給付に係る国庫負担金	1,261	1,226	184	208	252	180
うち就職支援法事業に係る国庫負担金	53	43	5	5	6	6
支 出	16,523	16,311	16,402	17,155	20,649	14,394
(うち失業等給付費)	( 15,030)	( 14,838)	( 14,988)	( 15,727)	( 18,550)	( 12,481)
(うち就職支援法事業)	( 279)	( 231)	( 191)	( 156)	( 169)	( 158)
差 引 剰 余	1,674	▲ 1,194	▲ 5,521	▲ 5,913	▲ 9,183	▲ 10,180
積 立 金 残 高	64,260	63,066	57,545	51,632	42,450	32,269

- (注) 1. 令和元年度補正後予算、2年度予算の「支出」には、予備費（元’補正後予算：420億円、2’予算：550億円）が計上されている。  
 2. 令和2年度から育児休業給付費については失業等給付費と収支を区分することとしている。  
 3. 積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。  
 4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

# 育児休業給付関係収支状況

(単位：億円)

	令和2年度 予算
収 入	7,863
うち保険料収入	7,755
うち国庫負担金	86
支 出	7,113
(うち育児休業給付費)	( 6,902)
差 引 剰 余	750
育児休業給付資金残高	750

- (注) 1. 令和2年度から育児休業給付費については失業等給付費と収支を区分するとともに資金を創設することとしている。  
 2. 数値は、それぞれ四捨五入している。  
 3. 育児休業給付費については、令和元年度補正後予算：6,685億円、令和2年度予算：6,739億円となっている。

# 雇用保険二事業関係収支状況

(単位：億円)

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度 補正後予算	2年度 予算
収入	6,149	5,359	6,245	5,892	5,787	6,067
支出	3,894	4,366	4,517	4,796	6,298	6,921
差引剰余	2,255	992	1,729	1,096	▲ 511	▲ 854
安定資金残高	10,584	11,576	13,305	14,400	13,889	13,035

(注) 1. 安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。  
2. 数値は、それぞれ四捨五入している。

## 令和2年 雇用保険法等改正法 審議経過

- 令和2年2月4日（火） 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」

国会提出

（衆議院）

- 令和2年 3月11日（水） 衆・厚労委 提案理由説明
- 令和2年 3月17日（火） 衆・厚労委 質疑①  
同 日 衆・厚労委 参考人質疑
- 令和2年 3月18日（水） 衆・厚労委 質疑②・採決
- 令和2年 3月19日（木） 衆・本会議 採決

（参議院）

- 令和2年 3月24日（火） 参・厚労委 趣旨説明
- 令和2年 3月26日（木） 参・厚労委 質疑①  
同 日 参・厚労委 参考人質疑
- 令和2年 3月31日（火） 参・厚労委 質疑②・採決  
同 日 参・本会議 法案成立

## 雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 六十五歳までの高年齢者雇用確保措置が全ての企業において確實に実施されるよう事業主に対する周知を強化するとともに、違反事業主に対する指導等を通じて、六十五歳までの希望者全員の雇用確保が図られるよう努めること。

二 事業主が複数の高年齢者就業確保措置を講ずる場合において、個々の労働者の意思を十分に尊重することを指針等で明確にし、その周知徹底を図ること。

三 創業支援等措置による就業は、労働関係法令による労働者保護などが図られないことから、以下の事項を指針等で明確にすることを検討し、その周知徹底を図ること。

1 事業主は、当該措置を選択する理由を書面等により過半数労働組合又は過半数代表者に十分に説明すること及び当該措置を適用する労働者に対しても丁寧に説明し納得を得る努力をすることが重要であること。

2 事業主が当該措置のみを講ずる場合は、過半数労働組合等の同意が必要であること。また、継続雇用制度の導入に加えて当該措置を講ずる場合であっても、過半数労働組合等の同意を得ることが望ましいこと。

3 当該措置により就業する者について、同種の業務に労働者が従事する場合における労働契約法に規定

する安全配慮義務の内容も勘案しつつ、委託業務の内容・性格等に応じた配慮を当該措置を講ずる事業主が行うことが望ましいこと。

4 高年齢者雇用安定法の改正の趣旨が七十歳までの雇用・就業機会の確保であることを踏まえ、当該措置を講ずる事業主は、七十歳まで継続的に労働者を支援することが求められること。

四 創業支援等措置による就業について、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を参考とするよう周知・広報すること。また、就業する者が被災したことを把握した場合は、当該措置を講ずる事業主が厚生労働大臣に報告することを検討することとし、同種の災害の再発を防止するための対策の検討に当該報告を活用すること。

五 高年齢期においては、労働者の体力や健康状態その他の本人を取り巻く状況がより多様となることから、事業主がより柔軟な労働条件を整備できるよう適切に支援すること。

六 六十五歳以降も働くことを希望する全ての労働者が個々の意欲及び能力に応じて働くことができる環境整備を図るため、施策の充実に努めること。

七 雇用政策に対する政府の責任を示すものである雇用保険の国庫負担については、改正後の雇用保険法附則第十五条の規定に基づき、早期に安定財源を確保し、本則に戻すこと。また、今回の时限的な国庫負担率の引下げ措置の継続については、令和三年度までの二年度間に厳に限った措置とすること。

八 失業等給付と異なる給付体系に位置付けられる育児休業給付について、給付額が増加傾向にある状況を踏まえ、中長期的な観点から国庫負担割合も含めた制度の在り方を検討すること。

九　求職者支援制度について、雇用の安定化の必要性が高い者に対し十分な支援が行き届くよう制度運営の充実に努めるとともに、雇用政策に対する政府の責任を示す観点から、国庫負担割合の在り方を検討すること。

十　企業による六十五歳までの雇用継続を下支えしている高年齢雇用継続給付について、今回の給付率の引下げに当たって、働き方改革関連法の「同一労働同一賃金」に基づく高年齢者の不合理な待遇差の解消を取り組む企業に対して十分な支援を行うこと。その上で、今後の給付の在り方については、六十五歳までの高年齢労働者の雇用の進展状況を十分に踏まえ、中長期的な観点から検討すること。

十一　複数の事業所に雇用される六十五歳以上の労働者に対する雇用保険の適用について、施行後五年を目途に、懸念される逆選択やモラルハザードといった事象も含め、適用による行動変化や財政への影響等を十分に検証し、必要に応じて、マルチジョブホルダーに対する雇用保険の適用の在り方を検討すること。

十二　新型コロナウイルス感染症により我が国経済は大きな影響を受けており、今後雇用への影響の拡大が懸念されることから、雇用の維持に向け、雇用安定資金も活用して、雇用調整助成金をはじめとする雇用保険二事業により十分な支援を行うこと。

十三　労災保険の複数事業者に係る改正事項を確実に実施するとともに、特別加入制度について、働き方が多様化し、雇用類似の働き方も拡大していることから、労働者に準じて保護することがふさわしいとみなされる者の加入促進を図るため、制度の周知・広報を積極的に行うこと。また、社会経済情勢の変化を踏まえ、その対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合ったものとなるよう必要な見直しを行うこ

と。

十四 大企業における中途採用比率の公表に当たっては、企業の実態や入社後のキャリアパスなどの情報も中途採用を目指す労働者にとって有益であることから、様々な情報を総合的に公表しやすくするための支援を検討すること。

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 本審査会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、六十五歳までの高年齢者雇用確保措置が全ての企業において確實に実施されるよう、全国の常時雇用する労働者が三十人以下の企業における高年齢者雇用確保措置の実施状況の把握・集計・分析を早期に実施し、全事業主に対する制度趣旨及び内容の周知の徹底を行うとともに、違反事業主に対する厳正なる指導等の強化を通じて、早期に六十五歳までの希望者全員の雇用確保が図られるよう更なる努力を行うこと。

二、従来の高年齢者雇用確保措置においては、継続雇用制度を導入する企業が大半であり、かつ、その多くで六十歳直前の賃金と比べ、賃金水準が大きく低下する傾向にあること等を踏まえ、高年齢者雇用安定法の目的である職業の安定と福祉の増進に加え、労働者の年金支給開始年齢までの生活安定及び高齢期の働きがいの確保に向け、不合理な待遇差を是正すべく均等・均衡待遇原則の徹底等、必要な対策を講ずること。

三、事業主が複数の高年齢者就業確保措置を講ずる場合において、個々の労働者の意思を十分に尊重することを指針等で明確にし、その周知徹底を図ること。

四、事業主が高年齢者就業確保措置を講ずる場合において、七十歳までの就労・就業を予定している労働者が従前と異なる業務等に従事する場合には、必要に応じて新たな業務に関する研修や教育・訓練等を事前に実施することが望ましいことを指針等で明確にし、その周知徹底を図ること。また、七十歳までの継続雇用制度の導入に関し、他の事業主によるものが選択された場合において、可能な限り個々の労働者の希望や経験・能力に応じた職務の内容及び労働条件とすべきことが望ましいことを指針等に明記し、その周知徹底を図ること。

五、創業支援等措置による就業は、労働関係法令による労働者保護等が確保されないこと等から、雇用による措置の場合とは異なり、改正後の高年齢者雇用安定法第十条の二第一項ただし書における措置であること、過半数労働組合又は過半数代表者の同意が必要とされていること、当該同意が十分な説明のもとに雇用関係がない働き方の場合には労働関係法令による労働者保護等が確保されない措置であることも含め納得してなされるべきであることを踏まえ、以下の事項を指針等で明確にすることを検討し、その周知徹底

を図ること。

1 事業主は、当該措置の制度内容、特に雇用関係がない働き方の場合には労働関係法令による労働者保護が及ぼないこと及び当該措置を選択する理由を書面等により過半数労働組合又は過半数代表者に十分に説明すること。また、当該措置を適用する労働者に対しても丁寧に説明し納得を得る努力をすることが重要であること。

2 事業主が当該措置を講ずる場合に、就業する者の報酬の額は、業務の内容や当該業務の遂行に必要な知識・経験・能力、業務量等を十分に考慮したものとすべきであること。

3 事業主が当該措置を講ずる場合に、契約の有効期間や解除要件、発注の頻度、報酬の算定方法及び業務遂行上の費用負担、業務に関連した被災時の取扱い等を劳使合意において書面により定めるとともに、対象労働者にも示すこと。

4 事業主が当該措置のみを講ずる場合は、過半数労働組合又は過半数代表者の同意が必要であること。また、当該過半数代表者の選出に当たっては、同措置を講ずるか否かを協議するための過半数代表者の選出であることを明らかにした上で、民主的な手続により選出されなければならないこと。さらに、継

続雇用制度の導入に加えて当該措置を講ずる場合であっても、過半数労働組合等の同意を得ることが望ましいこと。

5 当該措置により就業する者について、同種の業務に労働者が従事する場合における労働契約法に規定する安全配慮義務を始めとする労働法制上の保護の内容も勘案しつつ、委託業務の内容・性格等に応じた適切な配慮を当該措置を講ずる事業主が行うことが望ましいこと。

6 高年齢者雇用安定法の改正の趣旨が七十歳までの雇用・就業機会の確保であることを踏まえ、当該措置を講ずる事業主は、七十歳まで継続的に労働者を支援することが求められる」と。

7 労使合意により当該措置の対象となる労働者の基準を定めるに当たっては、選考の基準等が恣意的なものでない等適切なものとなるようとする」と。

六、創業支援等措置の導入を検討するに当たり、適切な労使合意を目指す観点から、関係労使双方が、判例・裁判例を基に労働者性の基準等について必要な知識を身につけることができるよう、研修や資料提供等の具体的な方策を検討し、実施すること。

七、高年齢者就業確保措置の掲げる措置に、現在シルバー人材センターが行っている高年齢者の就業機会の

提供は含まれないことを周知すること。

八、創業支援等措置の社会貢献事業に關し、「不特定かつ多數の者の利益の増進に寄与すること」を目的とする事業」に該当しないものを指針等において示すことを検討すること。

九、高年齢者雇用安定法に創業支援等措置を導入するに当たって、業務委託契約や請負契約、有償の社会貢献活動等に基づいて就業する者に特化した公式な統計が存在しないことに鑑み、就業する者の負担する経費や報酬の額、就業時間や就業日数、事故の発生状況等について必要な実態把握を行い、公表することを検討すること。

十、高年齢労働者の労働災害を防止するため「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の周知徹底を図るとともに、創業支援等措置による就業についても、同ガイドラインを参考とするよう周知・広報すること。また、創業支援等措置により就業する者が被災したことを探査した場合は、当該措置を講ずる事業主が厚生労働大臣に報告することとし、同種の災害の再発を防止するための対策の検討に当該報告を活用すること。さらに、都道府県労働局等において、高年齢者雇用安定法や指針等に照らして問題のあるおそれのある契約上のトラブルや委託業務に起因する事故等による相談を受け付け、

必要に応じて適切な助言・指導を行う体制を整備・強化することを検討すること。

十一、高年齢期においては、労働者の体力や健康状態その他の本人を取り巻く状況がより多様となり、労働災害等の発生場面、頻度、負傷の程度等も異なってくる蓋然性が高いことから、事業主が高年齢労働者の働き方によさわしいより柔軟な労働条件を整備できるよう適切に支援すること。

十二、六十五歳以降も働くことを希望する全ての労働者が個々の意欲及び能力に応じて働くことができる環境整備を図るため、その意欲や納得性に配慮した、能力及び成果を重視する評価・報酬体系の構築に対する助成、ハローワークの生涯現役支援窓口や産業雇用安定センターによるマッチング機能の強化等を始め、施策の充実に努めること。

十三、シルバー人材センター事業のいわゆる「臨・短・軽」要件の緩和が行われ、派遣・職業紹介に限り、週四十時間までの就業が可能となつたことに鑑み、平成二十八年高年齢者雇用安定法改正後の同事業における高年齢者の就業状況、労働災害に当たる事故の発生状況等について調査を行い、必要に応じて適正就業ガイドラインの見直しを含めて検討すること。

十四、雇用政策に対する政府の責任を示すものである雇用保険の国庫負担については、改正後の雇用保険法

附則第十五条の規定に基づき、早期に安定財源を確保し、本則に戻すこと。また、今回、前回改正時の本委員会附帯決議のとおりでなく、時限的な国庫負担率の引下げ措置が継続されることとは遺憾であり、今回の措置については、令和三年度までの二年度間に厳に限った措置とすること。

十五、失業等給付と異なる給付体系に位置付けられる育児休業給付について、給付額が増加傾向にある状況を踏まえ、中長期的な観点から国庫負担割合も含めた制度の在り方を検討すること。また、介護休業給付金に関する暫定措置の恒久化についても検討を進めること。

十六、求職者支援制度について、雇用の安定化の必要性が高い者に対し十分な支援が行き届くよう制度運営の充実に努めるとともに、雇用政策に対する政府の責任を示す観点から、国庫負担割合の在り方を検討すること。

十七、企業による六十五歳までの雇用継続を下支えしている高年齢雇用継続給付について、今回の給付率の引下げに当たって、働き方改革関連法の「同一労働同一賃金」に基づく高年齢者の不合理な待遇差の解消に取り組む企業に対して十分な支援を行うこと。その上で、今後の給付の在り方については、六十五歳までの高年齢労働者の雇用の進展状況を十分に踏まえ、中長期的な観点から検討すること。

十八、複数の事業所に雇用される六十五歳以上の労働者に対する雇用保険の適用について、施行後五年を目途に、懸念される逆選択やモラルハザードといった事象も含め、適用による行動変化や財政への影響等を十分に検証し、必要に応じて、マルチジョブホルダーに対する雇用保険の適用の在り方を検討すること。

十九、新型コロナウイルス感染症により我が国経済は大きな影響を受けており、今後雇用への影響の拡大が懸念されることから、雇用調整助成金を始めとする雇用保険二事業等を活用し、雇用の維持に万全を期すこと。

二十、雇用保険の対象とならない個人事業主・フリーランス等が、新型コロナウイルス感染症の拡大により多大な影響を受けている実態に鑑み、制度の在り方も含めその支援の強化に努めること。

二十一、労災保険の複数事業者に係る改正事項を確実に実施するとともに、特別加入制度について、働き方が多様化し、雇用類似の働き方も拡大していることから、労働者に準じて保護することがふさわしいとみなされる者の加入促進を図るため、制度の周知・広報を積極的に行うこと。また、社会経済情勢の変化を踏まえ、その対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合ったものとなるよう必要な見直しを行うこと。その際、今回の創業支援等措置により就業する者のうち、常態として労働者を使用しないで作業を

行う者を特別加入制度の対象とすることについて検討すること。

二十二、大企業における中途採用比率の公表に当たっては、企業の実態や入社後のキャリアパス等の情報も中途採用を目指す労働者にとって有益であることから、様々な情報を総合的に公表しやすくするための支援を検討すること。また、中小企業においても大企業に義務付ける項目と併せてその他有益な情報の公表が自主的に進むよう支援を行うとともに、政府機関においても中途採用に関する情報の公表の在り方等について検討すること。

二十三、本法による特定社会保険労務士の業務追加に当たり、一部の社会保険労務士が「不適切な情報発信」を行うことにより、社会保険労務士の事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上を損なわせることのないよう、平成二十八年三月三十日付基発〇三三〇第一〇号・年管発〇三三〇第五号「社会保険労務士の不適切な情報発信の防止について」の更なる徹底を図ること。

右決議する。